

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年6月11日（木）

午前10時00分開会，午前11時55分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

① 議案第36号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

② 議案第39号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

③ 議案第40号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

④ 議案第41号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

⑤ 議案第43号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

4 各種委員会委員の選出

土浦市都市計画審議会委員 1名

（委員の任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日まで）

5 その他

6 閉 会

出席委員（7名）

委員長 福田 一夫

副委員長 矢口 勝雄

委 員 田子 優奈

委 員 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委 員 塚原 圭二

委 員 鈴木 一彦

欠席委員（1名）

委 員 下村 壽郎

説明のため出席した者（１３名）

副市長	東郷 和男
副市長	栗原 正夫
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	平井 康裕
こども福祉課長	菊田 宏巳
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	元川 宏
教育長	井坂 隆
教育部長	羽生 元幸
教育総務課長	藤井 徹
学務課長	田中 裕之
文化生涯学習課長	中澤 達也
指導課長	中山 弘

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（なし）

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。それでは、早速ですが協議事項付託された議案の審査に入ります。それでは、協議事項、議案第３６号土浦市国民健康保険税条例の一部改正を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。議案第３６号土浦市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。議案書は、１ページ、３ページになりますが、委員会資料で説明させていただきます。委員会資料１ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく国民健康保険税の減免につきまして、今般、国から基準が示され、本市においても当該減免を実施するに当たり、減免の対象となる保険税が令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が設定されているものとされましたことから、申請時期にかかわらず、遡及して減免を適用できるよう、本条例の一部改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、本条例で規定しております納期限までにという減免申請の期限について、申請時期にかかわらず減免を適用できる

よう、付則に減免の特例に関する1項を加えるもので、その他、合わせて、文言の修正等を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。本条例の施行日は、2ページに記載のとおり、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものでございます。なお、先日の委員会でご説明させていただいた減免の基準等につきましては、別途、土浦市国民健康保険税減免取扱要項の一部改正により定めますとともに、被保険者に対しては、広報紙やホームページ掲載、7月発送予定の国民健康保険税の納付書に案内文を同封するなどして、周知を図ってまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第36号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第36号土浦市国民健康保険税条例の一部改正は、原案どおり決しました。次に、議案第39号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の19ページをお願いいたします。また、委員会資料の3ページをお願いいたします。説明は委員会資料でさせていただきます。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、次に資料5ページで説明いたします土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、それぞれ関連がありますので、両者の関係を簡単に説明させていただきます。前者は、市が認可する事業としての地域型保育、すなわち0から2歳児の保育施設の設備運営基準、建物の面積や保育士数の基準であり、後者は、市がこども子育て支援制度における保育等に係る給付を行う事業についての運営基準、事業の運営や勤務態勢などの基準となります。それぞれにおいて、地域型保育事業所が、卒園後の受入先確保のための連携施設を確保する必要性を定めておりますが、今回の改正では、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものです。1改正の理由につきましては、国の省令において、連携施設の確保に関する規定等について、規定の緩和等の改正があることに伴い、本条例についても一部改正を行うものです。2改正の内容について、改正は2つございます。1つ目は、家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保が求められておりますが、今回の改正で、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするよう基準を緩和するものです。土浦市の状況

ですが、地域型保育の事業者は8施設ある中で、連携施設を確保できていない施設はキッズランドなないろ、どんぐり保育園の事業所内保育部分の2施設ですが、市側での対応として、卒園後の転園手続きの際、引き続き教育保育の提供が受けられるよう、該当児童の優先度を高くする対応策をとることをしており、必要な策を講じていることになり、今回の改正により、今後の連携施設の確保は不要になります。2つ目は、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて、基準を緩和するものです。本市では、該当施設はございません。なお、連携施設の確保の状況について、昨年の改正時に、国の公表していた情報では一昨年4月1日時点で、家庭的保育事業等のうち、連携施設の要件を全て満たした事業者は約46パーセントとなっており、約半分は連携施設を確保できていない状況でした。今年は、その後の状況が示されてはおりません。3新旧対照表は、記載のとおりです。4ページをお願いいたします。4施行日は、公布の日から施行します。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第39号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第39号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第40号土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の23ページをお願いいたします。また、保健福祉部資料5ページをお願いいたします。説明は保健福祉部資料でさせていただきます。1改正の理由ですが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、本条例においても、先ほどの条例改正と同様に、国の内閣府令において、連携施設の確保に関する規定等について、規定の緩和等の改正があることに伴い、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。2改正の内容ですが、先ほどと同様で、地域型保育事業所による保育の終了に際して、卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保が求められておりますが、今回の改正で、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするよう基準を緩和するものです。土浦市の状況ですが、家庭的保育事業者は8施設ある中で、連携施設を確保できていない施設はキッズランドなないろ、どんぐり保育園の事業所内保育部分の2施設ですが、市側での対応として、卒園後の転園手続きの際、引き続き教育・保育の提

供が受けられるよう、該当児童の優先度を高くする対応策をとることをもって必要な策を講じていることになり、今回の改正により、今後の連携施設の確保は不要になります。3新旧対照表は、記載のとおりです。6ページをお願いいたします。4施行日は、公布の日から施行します。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○塚原委員 1点教えていただきたいんですけど、先ほどこの場合は市の方である程度対応しているので、この2つの施設の次のところについてはちゃんと緩和されているから大丈夫だというお話だったんですけど、仮にこの場合は土浦市の保育所に優先的に入れるというのが大前提なのか、それとももし全国が民間になった場合にそれに対応してもらえるのかというのをお聞きしたい。

○菊田こども福祉課長 この小規模保育施設については、自ら連携施設を見つけて対応していくことが大前提になります。ただ都市部などで連携施設を見つけられない、難しいとありまして、それを緩和するという規定になっております。土浦市では入所の調整の際に採点表で数値化しているのですが、その採点表においてこの小規模施設を利用していた方が行きやすくするために加点をして対応している。優先度を上げるような対応をしているということになります。民間に移行してしまった場合においても、入所の調整をすることには変わらないので、現状と同じく加点をしたうえで入所の調整ができるものと考えております。

○塚原委員 それをしていた場合に、他の施設からなぜ加点が高いの、多くなるのとかは大丈夫なんですか。点数自体を公表するわけではないのかもしれないけど。何であそこだけ先に入れるのとか。特にそういうのはない。

○菊田こども福祉課長 現在3才以上につきましては、比較的受け入れ体制が余裕といえますか、受け入れができる状況ではあります。受け入れができるような認定をするわけですけど、あとは希望に応じて全体的な入所の調整を行っております。その点は変わらないと思うんですが。

○福田委員長 他にないですか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第40号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第41号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。議案第41号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について説明させていただきます。議案書は、27ページ、29ページになりますが、委員会資料で説明させていただきます。資料7ページを

お願いいたします。本件につきましては、本市の医療福祉費支給制度、通称マル福の助成対象のうち、小児分の市単独助成対象を拡大するために、本条例の一部改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、11ページに参考としてお示しさせていただいた図のとおり、令和2年10月診療分から、小児医療費に係る助成対象を、県の所得制限にかかわらず高校生相当年齢における外来まで拡大し、所得制限を撤廃するものでございます。その他、合わせて、国民健康保険法の改正に伴う文言の修正等を行うもので、詳細につきましては、7ページから11ページに記載の新旧対照表をご覧くださいと存じます。本条例の施行日につきましては、11ページに記載がございますが、助成対象の拡大に関する改正規定につきましては、令和2年10月1日から、文言の修正等、その他の改正規定については、公布の日から施行するものでございます。なお、本件につきましては、広報紙やホームページ掲載、対象者への案内文・申請書の送付等により周知を図ってまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**鈴木委員** 国保の運協がしばらくコロナの関係で開かれていなくて、なかなか自分だけ資料を読んでっていうのも厳しいので質問します。この議案自体は非常に良いことで、賛成という形で良いんですけど、一方で国保の財政を考えたときに財源とかはどうなるのかなと。国保税の値上げにつながってはこないか心配なんですけど、どのようにお考えですか。

○**元川国保年金課長** こちらの拡大に伴う費用につきましては、今年度の予算ということで、市の単独ということで計上しておりますので、その分が国民健康保険税にシワ寄せがくるとというのは、今年度は大丈夫かと思われまして。今般のコロナウイルスとかそういった関係で、様々な、今回ご質問いただきました傷病手当金でありますとか、そういったたぐいのものを実施するにあたりまして、対象拡大とかそういう話になったときには、国の交付金がないときには市の持ち出しというのも想定されますので、その辺は今後状況を注視しながら健全な財政運営に努めて参りたいと思います。

○**鈴木委員** 結局国保のコロナの関係で減免になったりして、入ってくるお金は間違いなく減ってくると思うんですね。それに対してサービスが上がっていくわけですから、財政的には苦しくなってくるであろうと。市が持ち出して受益者の保険料の方が跳ね上がらないようにしてくれるのであれば、諸手を挙げて賛成なんですけど、一番心配なのはサービスをしすぎて財政の方が厳しくなって何年後かに国保税の値上げという形にならないように注意深く、非常に難しい運営の仕方であるとは思いますが、その辺を注意しながら運営をしていただきたいと思います。

○**福田委員長** 県内でここまでやっているところはございますでしょうか。

○**元川国保年金課長** 本市の方では高校生まで拡大実施しているのですが、手元の資料では令和元年10月1日現在のものになりますが、県内44市町村中、34市町村で既に今回の拡大と同様のものを取っている市町村がございます。

○福田委員長 土浦市は少し出遅れたということになるんですか。

○元川国保年金課長 はい。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第41号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第43号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 議案第43号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。議案書では35ページ、37ページとなりますが、委員会資料の1ページよりご説明させていただきますので、委員会資料の1ページをお願いいたします。本議案は、厚生労働省令の改正に伴いまして、本市条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、3ページの新旧対象表をご覧ください。表の中央、改正前の条文の欄、第10条第1項に放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないと定められております。この支援員につきまして、同条第3項中、放課後児童支援員は、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を終了したものでなければならぬとされておりましたが、厚生労働省令の改正において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限に中核市の長が追加されたことから、表の左側の欄、下線を引いた箇所でございますが、改正後の条文では、指定都市の次に若しくは同法第252条の22第1項の中核市を加える改正を行うものです。なお、中核市は人口20万以上の市ですので、条例改正に伴う本市への影響は特にございません。1ページにお戻りください。3番目の施行日ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○鈴木委員 これは研修の場が広がるという解釈でよろしいですね。

○中澤文化生涯学習課長 研修の枠といいますか、中核市、茨城県では水戸市になるわけですけど、中核市の方で研修を受けた支援員が、例えばですけど土浦市に転入をしてきたという場合、それについても支援員と見なすことができるということになります。

○鈴木委員 結局支援員の研修の場を増やしていかないと、今現在支援員の資格を持っている方達が1年1年歳を取っていくわけです。1番問題なのは結構年数を経過している方は60歳代の方が多くて、若い人に早く取らせたいといっても経験時間数ですが不足していてなかなか受けられないという状況もあるんです。60歳以上が

だめだというわけではないんだけど、実際に現場に入ってみるとやっぱり暑いときに指導員が外に出たくないとかね、健康上の問題が多々出てきて、人によっては耳が聞こえなくなってきたりとかで、子どもたちが大声で呼んでも反応が鈍くなっているということがあるので。ただそういう方にも居ていただかないと現場は持たない状況。そういう方に働いてもらいつつ、どんどん新しい支援員を供給していかないと、あと何年後か先に学童の現場が持たなくなるのではないかという危惧があるので。これは中核市で、主に他県で研修を受けてきた人が前提になるんでしょうけど、それ以外にも研修の場を広げていただいて支援員の数をもう少し増やしていく方策を今後考えていただきたい。

○中澤文化生涯学習課長 支援員の確保につきましては毎年課題となっております、募集をいろいろとかけていたりしているんですけど、なかなか手の方がいないというところがございます。ただ、年間に数名くらいは新規で実施して支援員として確保できておりますので、その方が研修などをとおして長期に勤めていただけるようにしていきたいと思っております。

○福田委員長 今回の学校の長期休業でかなり負担といいますか、学童にということはどうでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 新型コロナウイルス感染防止という観点から、児童クラブの利用につきましても、できるだけご家庭でお子さんを見ていただけるよう通知を出しましてお願いをしていたところでございます。また、緊急事態宣言が出されたときには、利用状況は30パーセントから40パーセントくらいに利用率が下がっていました。また緊急事態宣言が解除され、今週から学校が再開されております。そういった状況を鑑みまして、今週は利用状況が7割ぐらいになっているところでございます。いろいろと苦勞する部分につきましては、消毒用のアルコールの不足ということで、できるだけ均等に配付をして、またクラブによっては利用率が高いところもございますので、そういったところには緊急に不足分を配付しまして対策をしているところでございます。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第43号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。それでは、その他に移ります。各課から何かありますか。

○藤井教育総務課長 最終日に提出予定の追加議案がありますのでご説明いたします。土浦市特別職の職員で常勤の者の給与月額の特例に関する条例の制定、及び令和2年度土浦市一般会計補正予算第5回案についてとなります。条例の制定理由につきましては新型コロナウイルスの感染拡大により、市民生活や経済の状況等をふまえ、

感染症対策にかかる費用の財源を確保するため、市長、副市長、教育長の給与月額を減額するものです。制定内容は令和2年7月1日から令和2年10月31日までの4ヶ月分。減額割合は給与月額の10パーセントです。施行期日ですが令和2年の7月1日から施行しますが、10月31日限りでその効力を失うものとします。4の条例制定に伴う減額の額は記載の通りとなりまして、合計金額130万3,200円です。なお、合計額分の歳出予算を減額補正いたします。この減額の補正予算は9款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給与で教育長分の28万4,000円を減額するものです。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**鈴木委員** 議案に対しては賛成ということなのですが、よくこういうことをするとパフォーマンスということを言う方がいらっしゃいますが、この件に関して私の解釈としては、市民に対して特別職の方が自らの気持ちを示したものであるというふうに解釈をいたします。市民の中にはこのコロナのことで自分の商売が立ちゆかなくなる寸前の方がいたり、また、住居を失う人、住居を失うおそれのある人があったりするから先ほどの議案も出ているわけです。そういった中で我々も含めて少しでも市民に対して気持ちを示すことが必要であろうと私は考えますので、この件に関しては大賛成ということで決断ありがとうございます。以上です。

○**福田委員長** 他にございますか。

○**田中学務課長** 既に6月9日付けで委員の皆さまにご案内させていただきました、土浦市立学校給食センター内覧会の開催の変更でございますが、誠に申し訳ございませんが当初の6月18日木曜日の午後3時30分を6月17日水曜日の午後2時からに変更をお願いいたします。大変ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。なお、準備の都合により6月15日月曜日までに出席についてメールやFAXにて再度お知らせくださいますようお願いいたします。ご多忙中とは存じますがぜひご出席いただきますようお願いいたします。

○**福田委員長** 夏期休暇中の給食はありませんでしたか。

○**田中学務課長** 7月31日までは給食を提供いたします。8月につきましては新しい給食センターへの引っ越しや、9月からの本格的な供用開始までの調理の訓練とかリハーサルで8月の提供は難しいと思います。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の皆さんから執行部にその他何かありますか。

○**田子委員** 今の給食に関連してなんですけど、今学校が再開している状況ですけど、提供されている給食の内容は長期休業した前と同じものが提供されているのか確認したい。

○**田中学務課長** 学校での給食の提供は6月8日から提供しておりますが、国から示された内容で配膳の課程で感染があるため、可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにするという考え方を示されましたので、給食センターといた

しましては配膳の方を6月8日から12日までは1品といたしまして、その分果物やヨーグルトを付けるようにしまして栄養価を補うようにしております。6月15日から30日に関しましては配膳の方を2品といたしまして、7月からは通常の献立の提供というふうに考えております。

○田子委員 そうすると盛り付けて食べるようなおかずだったりとか、ご飯だったりとかは食べられていないということでしょうか。

○田中学務課長 盛り付けるおかずの品数を6月8日から12日まで減らし、その後1つ増やし7月から通常と。ご飯に関しては通常通り出しております。

○井坂教育長 ご飯は給食センターで炊かないで外部から買っています。おかずを給食センターで作っております。それが1品2品通常とおりということです。

○田子委員 他は盛り付けなくても良いものを提供しているということによろしいですか。

○田中学務課長 そのとおりでございます。

○田子委員 いくつかすみません。学校を再開して授業数というのは1日の中で増えたりというのはあるのでしょうか。

○中山指導課長 一日の授業時間数は6時間ということで設定をしております。他市町村では7時間授業あるいは土曜日授業と報道等がございますが、本市といたしましては試算をいたしまして、学習指導要領に載っている標準授業実数を6時間でもクリアできると試算いたしましたので、児童生徒の負担などを考えまして1日6時間というのを設定いたしましてこれから年間で対応していきたいと思っております。

○田子委員 国保の傷病手当について事業主の収入所得がまちまちであるので全ての人には難しいというお話だったと思いますが、再質問の時にさせていただいた定額の手当というのは検討できるのかなというのをお聞かせいただきたい。

○元川国保年金課長 傷病手当金で今おっしゃっていただいたとおり、事業所得者の方等様々な方がいらっしゃいます。例えば所得にすると0になってしまう方も結構な人数の方がいらっしゃいまして、傷病手当金というのは給与の日額を出してその3分の2という健康保険法の規定に基づいて実施されているもので、その場合傷病手当金は0という計算になるんですけど、今委員さんがおっしゃったように定額で設定すれば先日ご紹介しました見舞金という形で定額給付ということでやっている自治体もありますけどそういうことも可能かと存じます。ただ金額をいくらに設定するのかということで、所得がかなりの額の方もいらっしゃれば、0の方もいらっしゃるということで、妥当な金額を出すのが1番大きなネックになるかと思っております。

○田子委員 そのとおりだと思うんですね。傷病手当、傷病見舞いというのは生活をフォローするという意味合いがあると思うんですね。事業はおっしゃっていただいております持続化給付金ですとか事業者に対するものでカバーできる。生活の部分というところでフォローができるように、ぜひ考えていただきたいなと思っているんですけど。

○元川国保年金課長 その事業主さんの生活の部分と、事業運営に充てる部分を明確に

判断できない部分もございますので、方法としては0の方も生活保障という意味で言えば別の基準を設けて対応する必要があるのではないかと個人的には考えております。

○田子委員 農林水産業の方とかは本当に少なくなっている中で、少数だからやりませんとかではなくて、ぜひそこにも光を当てていただけるように前向きに考えていただければとお願いしたいと思います。あといくつかあるんですけど、この緊急事態宣言の中で乳児とかの検診がやはり不足していたかと思うんですけど、今後どのように進めていくのかというのをお答えいただきたい。

○塚本保健福祉部長 本日担当がいなのですが、電話での対応ということで、自主的にお母さんの方からの相談があった場合には対応しているという状況なんですけど、その部分についてはもう少し積極的に。コロナの状況もありますので、電話でのやりとりだけになっていることなんですけど、もう少し積極的にやっていきたいと思っています。コロナの状況がどうなっていくかというのが難しいのですが。

○田子委員 1歳半検診とか、その状況で受けなくてはならない検診とかあると思うんですよね。他にもたくさん市民に対しての検診を行っているんだと思っているんですけど、その点も少しずつ再開できるように方向性があって良いと思うんですけど。

○塚本保健福祉部長 1歳半検診と3歳児検診は法定健診でございまして、あと4歳の検診は法定ではないですね。確かに日程の調整とかがあって全部を後半に持つて行くのは難しいので、4歳の検診のところに1歳半と3歳児検診を寄せる形で後半はやっていくと昨日私の方に担当が参りまして、始めて行く考えでございます。

○田子委員 あと予防接種の方も今自粛していると時期を逃してしまっていて危ないよということもありますので、お子さんをもっている方達にお伝えいただければというのがあります。よろしくお願いします。

○塚本保健福祉部長 予防接種の方は止めてはいないと思うんですよね。ただどちらかというとお母さん達が怖がっているというところで、そういうところについては、この間の報道であったとおり不要不急ではないということですので、周知を考えていきたいと思っています。

○田子委員 最後に10万円の給付金や子育て世代への給付金とか対応していただきましてありがとうございます。受け取った方達の中には差し押さえをされてしまう可能性がある方達が入ると思うんですけど、給付されたお金に対して差し押さえはされてしまうのか。それは対象にはされないのかを確認したいと思います。

○平井社会福祉課長 定額給付金につきましては差し押さえの財産としては認められないということで認識してございます。それと生活保護につきましても収入認定しないという形でございます。

○田子委員 子育て世帯の方もあるんですけどそちらはどうですか。対象にはならないという認識でよろしいでしょうか

○菊田こども福祉課長 対象になるかならないかというところまではお調べしておりませんので、後ほどご報告いたします。

○鈴木委員　せっかく副市長に出席をしていただいたので、質問というか意見というか話をしたいのですが、コロナ対策での中心的な役割を担っている部署がどこなのかというところで。私個人の考えでは総務の危機管理とかね、物資の調達や管財とかが中心となってやるべきなのかなと思っていただけども、実際いろいろとみていると保健福祉部にもものすごい負担がかかっている様な気がするんです。ただでさえ文教厚生委員会で教育委員会も負担が大きい保健福祉部も大きい。通常だって市の半分の予算をここでやっているということは、それだけ仕事が多いわけですよね。そこにきてコロナの仕事が結構保健福祉部に集中しているんじゃないのかな。子どもたち関係だと教育委員会というのは仕方が無いけど。少し分散してというか、総務の方も忙しいのは忙しいんだろうけど。この前の一般質問の答弁もだけど、総務部長の答弁を聞いててちょっとしっくりいかなかった部分があるんだけどね。例えば物資。マスクが現在どのくらい保有しているのか。総務部で持っているもの。保健福祉部で持っているもの。例えば外部、水道みたいに単体で会計などそういうところを含めて把握してやっている部署があるのか、消毒水もそうなんだけどなんか明確でない様に私から見えているんです。副市長のお考えはいかがでしょう。

○東郷副市長　コロナ対策につきましては、市の方では対策本部を設置いたしまして、その対策本部の中で役割分担をして実施をしております。インフルエンザの時の対応マニュアルがありますので、その中で各部門役割分担が定められていますので、今回のコロナウイルスの対策についても、その各部署の対応にて実施しております。マスクの備蓄についての関係は健康増進課が受けて、配付については総務部で実施したい。あとは消毒液についても人事課で対応したいと。それぞれ全庁的にやりましょうと。確かに定額給付金で保健福祉部の方に相当荷重がかかってきてしまいました。市民の皆さまに給付金の文書を送る際、最後に全庁的に職員を集めて全庁的にやろうと実施をしておりますし、今後も全庁的に行っていきたいと思います。ただ通常の仕事もありますので、その辺を加味しながら実施していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○目黒委員　次亜塩素酸水の生成する機械は配付する際今後も稼働するのか。また配付の方も引き続き取り組まれるのか質問します。

○塚本保健福祉部長　いま副市長からもありましたとおり、全庁的にやっている中で、この次亜塩素酸の配付というのは、どれくらいあるのかと難しい中で、私が頭をやって、保健福祉部と各部の一部の課長でプロジェクトチームを作ってやっていると。そういう中で目黒委員からありました話しを受けますと、5月31日まで各地区公民館で配付をさせていただいて、そのあともリクエストがありますが、職員の人員配置の関係でなかなかそのまま継続して続けるのは難しいという状況もありましたので、当面は川口のJ：COM土浦のブルペンのところで生成しておりましたので、そこで配付をしていた。明日でとりあえずやめると。その後ですね、6月の早い段階で全地区公民館というのは難しいでしょうけど配付を続けようと思っていた矢先に、ご存じのとおりNHKで最初に報道されましたけどn i t eという製品

評価技術基盤機構にて次亜塩素酸水の有効性が認められぬという報道をされてしまいました。その有効性という部分には、その次亜塩素酸水を噴霧するということもふれていまして、私どももこれを受けまして、今の段階で配付を継続するというのができない状況になっております。あくまでも中間報告なんですねこれは。本市にある生成機については、私たち内部では十分研究をして出しているもので、この n i t e の研究の中にも大丈夫だという文面も出てきているんです。ただ報道の一番最初にされている状況が有効性が認められずということが一人歩きをしておりますので、6月中には最終報告が出されるというような状況を注視し、それで判断していきたいというところです。

○目黒委員 確かにあの報道は市販の商品の調査結果であつたりだとか、国立感染症研究所であつたり、北里大学であつたりで結果が違つたりだとか、結構結果にも曖昧なとか分かれたりもしていますので、最終判断ができ次第、適正な判断をしていただきたいと思います。引き続き給食センターからの次亜塩素酸水は学校でそのまま継続して使用の方は続けるということで大丈夫ですか。

○田中学務課長 給食センターにて生成しているものにつきましては、5月の下旬、6月に配付したところなんですけど、学校からの要望を受けて引き続き対応して参りたいと考えております。

○目黒委員 あと、マスクの着用なんですけど6月から通常登校になりまして、特に小学生の登校班は皆んないきなり暑い状況からスタートしているという状況で、特に1年生なんかは本当にばてばてしながら一生懸命学校に歩いている状況にありまして、もうちょっと暑くなればマスクを外してというような状況も出てくるのかなと思いますし、授業の中でも体育館での体育の授業でもちゃんとマニュアルとかあると思うんですけど熱中症の対策も本当に大切になってくると思いますので、そこら辺で取組みといいますかマニュアル的なものがありましたらご紹介をお願いいたします。

○中山指導課長 委員さんがおっしゃるとおり、暑くなりまして児童生徒がマスクを着用して登下校しているところがこれから非常に問題になってくるかなというふうに考えております。国のほうからも熱中症対策という通知がございまして、例えば登下校にしますと暑いときにはマスクを外し呼吸を整える対策をして登下校をさせることであるとか、あるいは体育の授業におきましては、基本的には屋外の授業はマスクの着用はしないでやるとかなど、そういったことを対策として考えられており、教室内で授業を行う際にも、話し合う活動の際はマスクしながらなど、その他につきましては、お子さん1人1人の体調を鑑みながら適切な対応をしていくという通知もございましたので、そのお子さんに応じて各学校では熱中症対策を視野に入れながらマスクによる感染防止の観点を踏まえて適切な対応をしていこうと考えております。

○奥谷委員 ありがとうございます。お子さん1人1人観察するというのは大変かと思いますが、例えば何日からマスク無くても大丈夫ですよとか、温度が何度までと

か、湿度がいくつまでとかという目安的なものはあるのかお聞かせください。

○中山指導課長 目安というのは現段階では通知のほうはございません。ただ気温とか授業の内容とかそういったものに応じて適切な対応をしていかなければならないと考えております。

○奥谷委員 事故の無いように、コロナも大変ですけど熱中症で倒れるお子さんが出ないようにどうぞよろしくお願いします。

○田子委員 他の市町村での給食なんですけど、牛乳が出てこないでジョアが出てきていると聞いているんですけど、土浦市は牛乳が出ていますか。

○田中学務課長 土浦市は牛乳を出しております。

○福田委員長 勝田議員の質問で学校のイベント行事等の質問がありましたけど、いわゆる修学旅行についても中止ということになりますか。

○中山指導課長 修学旅行に関しましては、本来であれば4月5月に予定していたところでございますが、そちらの方を9月から11月に延期という形で現在対応しているところでございます。ただこちらの判断もそろそろ決断しなければならないということで、学校長会と協議のうえ7月には決定ということで進めているところでございます。

○福田委員長 例えば中止ということになった場合の旅行費用の取り扱いはどのようになりますか。

○中山指導課長 いわゆるキャンセル料というのが発生しております、4月の当初の計画から9月に延期となった段階で企画料という形で1人あたり約3,000円程の企画料、キャンセル料の名目が発生しております。こちらが9月の企画が延期ではなく中止となった場合、更に企画料というのが発生します。こちらに関しましては地方創生臨時交付金のほうで対応できるかどうか現在担当課と協議をしているところでございます。

○福田委員長 例えば企画料というお話もありましたけど、中止になった場合は返還ということになるのですか。

○中山指導課長 そちらの企画料に関しましては地方創生臨時交付金で対応が可能であれば、保護者に返金という形で。あと残りの旅行代金につきましては旅行会社より企画料を除いた金額が返金されるという形になっております。

○鈴木委員 今の話しで交付金があてにならなければ市が出してやるくらいの考えでいいかないと。今年の中学3年生は旅行には行けないは、積み立てたお金が全額戻ってこないはではあまりにもかわいそうだから、交付金が使えれば何事もなく終わりだからいいんだけど、そうじゃなかったらあまり市に出せ出せというのも申し訳ないんだけど、出すべきところは出さないと子どもたちがかわいそうなので、そこは副市長なり教育長と相談して判断をお願いします。

○井坂教育長 今の鈴木委員の件で、契約が旅行会社と市とか学校が直接関係しておりませんので、これは旅行会社と家族の判断となり、一概に我々が答えられる範疇ではないんだけど日本の旅行会社はそういうことに限らず、旅行業界全体で京都の

キャパがどれくらいだとか、奈良のキャパがどれくらいだとか集中しますのでその辺は本市に限らず、国全体でおそらくその判断が出るかと思います。ともかく旅行会社と家族の範疇ですのでなんとも言えないところでございます。

○目黒委員 さっきのマスクの別件で質問します。国からのマスクが先週あたりから届くようになりまして、あまり使いたくないという意見の方もいらっしゃるって、市のほうで例えば公民館で回収するとか、ボックスを設けてとかマスクを有効的に使いたいんだという方に、行き渡るような形で取り組むというのをかなりの自治体で取り組んでいますので、土浦でも取り組み予定があるのかお聞きします。

○塚本保健福祉部長 常総市とかでボックスを用意するというお話ですよ。私の頭の中では検討いたしたいというところで留めておきたいというふうにしておきます。他の自治体も確認して。

○目黒委員 国からせっかくいただいたのでちゃんと使うべきなのかと個人的には思っているんですけど、やっぱりいろんな考え方の方がいらっしゃいますので、私は寄付するんだという方もいらっしゃるかと思いますので、近隣の状況を見ながらよろしく願いいたします。

○福田委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 ありがとうございます。お疲れ様でした。いったんここで休憩とし予算決算委員会分科会を開催いたします。

＜休憩：午前11時8分＞

＜再開：午前11時20分＞

○福田委員長 文教厚生委員会を再開いたします。それでは4各種委員会等委員の選出について、土浦市都市計画審議会委員について現在私がやっておりますが、1名の選出となります。いかがいたしますか？

○鈴木委員 本人が嫌でなければそのまま継続でお願いしたいのですが。

○福田委員長 やらせていただけるのであれば継続いたします。

（「異議なし」との声あり）

○福田委員長 それでは私が都市計画審議会委員ということでやらせていただきます。協議事項は以上になります。以上で、文教厚生委員会を終了します。長時間にわたり、お疲れ様でした。